

## 災害廃棄物搬入届出書兼宣誓書

下記の事項を遵守し、災害ごみを場内に持ち込みします。

- 1 令和6年能登半島地震により町内で発生した災害ごみのみ場内に持ち込みします。
- 2 持ち込みする災害ごみは、内灘町が指定する区分のとおり分別します。
- 3 産業廃棄物(建設・解体工事等の事業活動によって発生したごみ)は持ち込みしません。
- 4 受付時に場内スタッフが、車両番号(ナンバー)および持ち込む災害ごみを写真撮影することに同意します。

令和6年 月 日

内灘町長 様

太枠内を記入してください。

搬入者	住 所	内灘町
	氏 名	
	連絡先	

車両番号(ナンバー)	
------------	--

災害ごみの発生場所が 搬入者の住所と異なる場合 (所在地番、氏名)	内灘町          宅
---	--

搬入する災害ごみの種類 (○で囲む)	①可燃粗大ごみ ②家電リサイクル対象4品目 ③ガラス・陶磁器くず ④木くず ⑤コンクリート ⑥瓦 ⑦壁材 ⑧金属類(小型家電) ⑨土砂
-----------------------	---

【受付時チェック】 搬入者の本人確認書類	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他 ( )
-------------------------	---